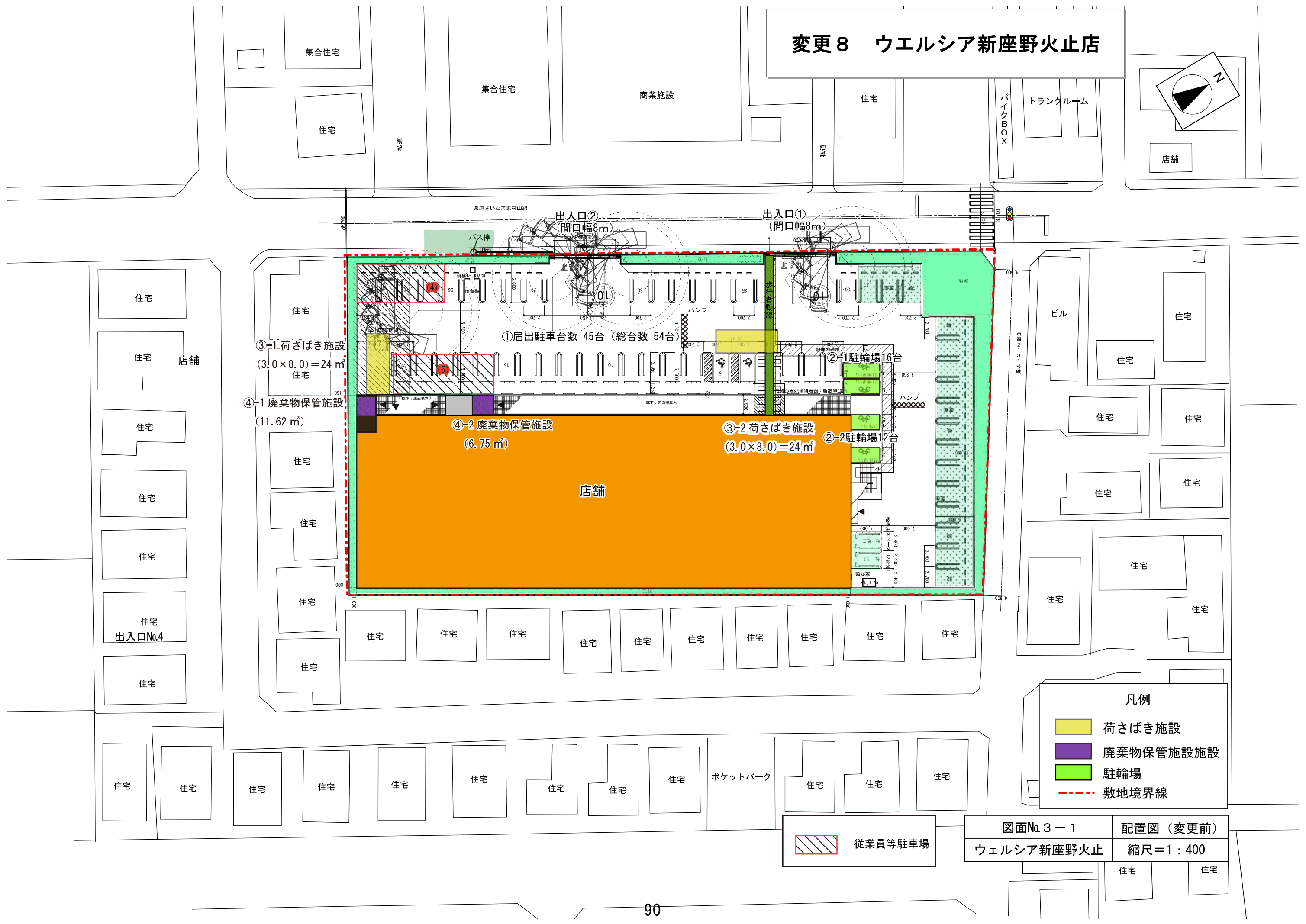
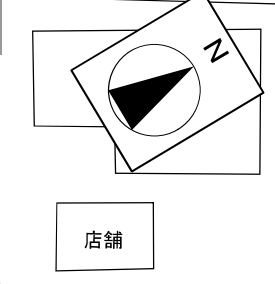
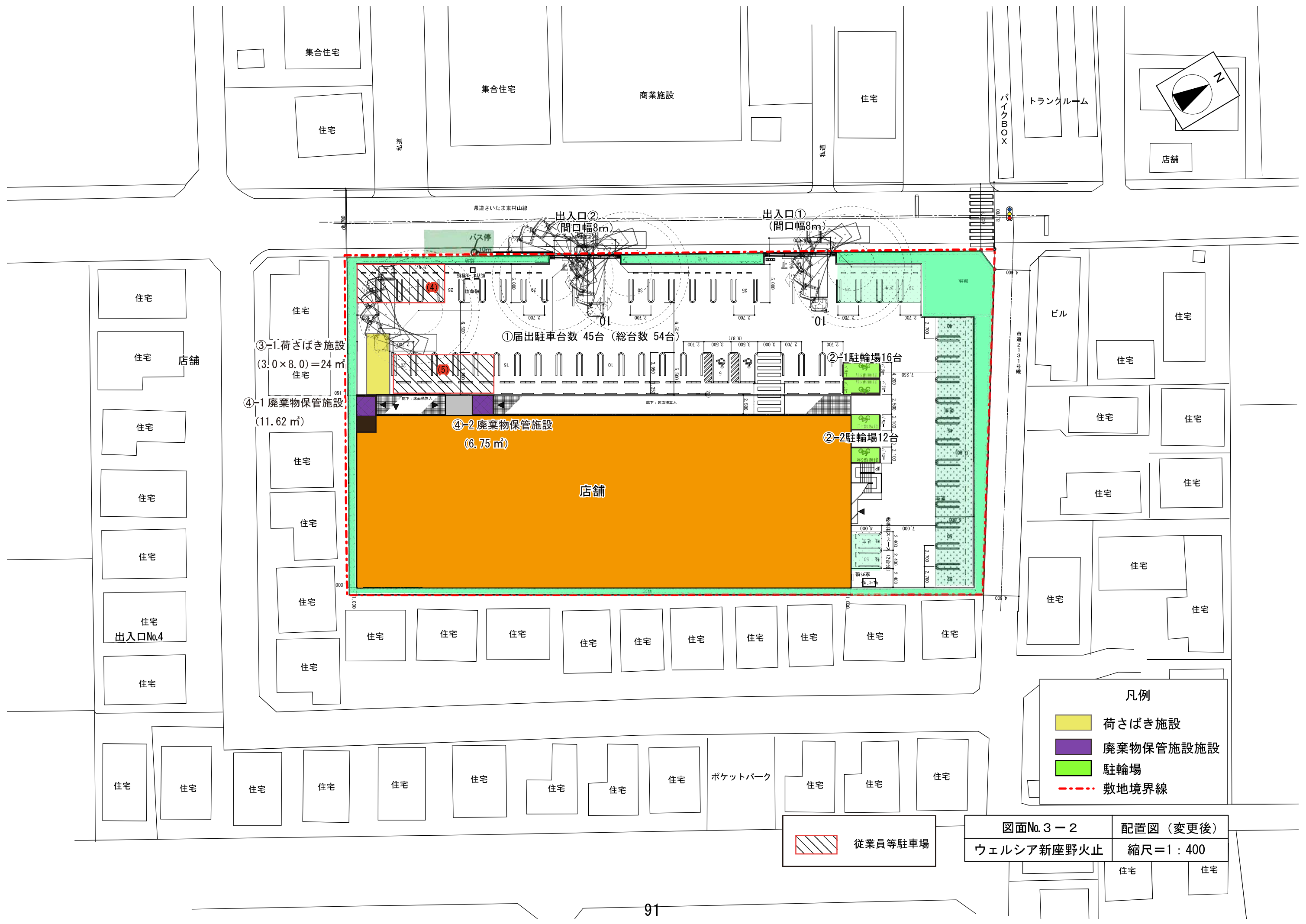


変更 8 ウエルシア新座野火止店

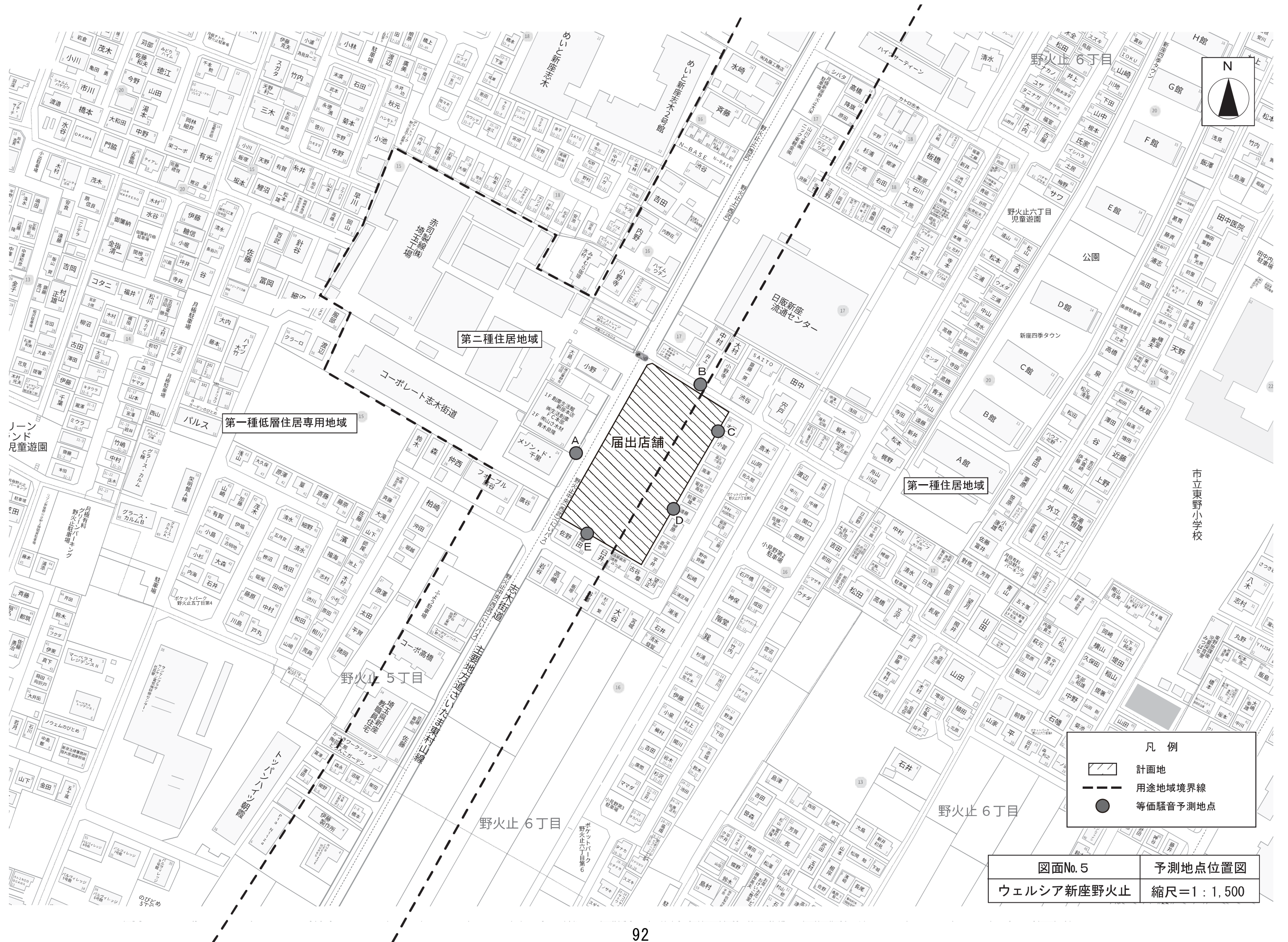




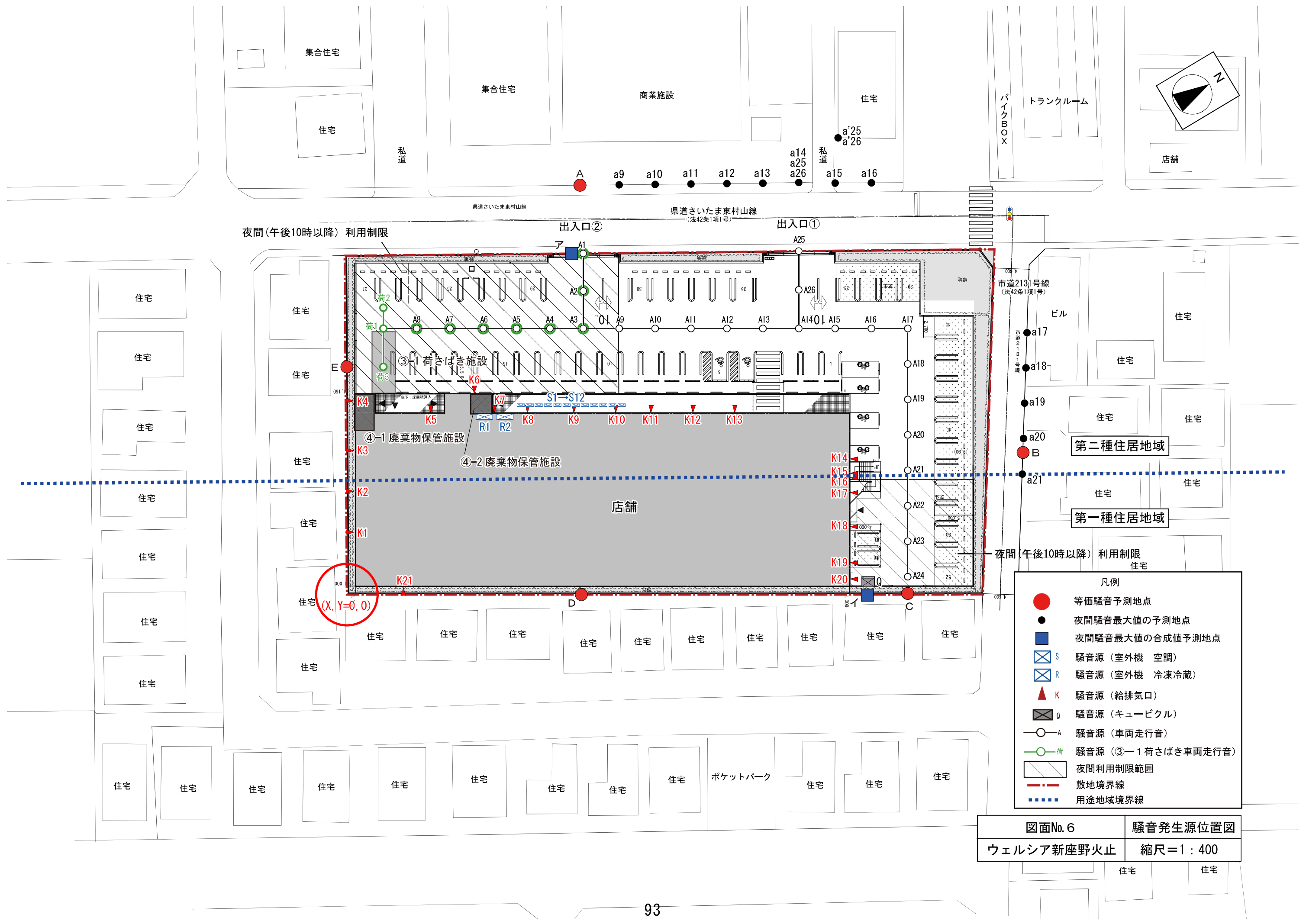
図面No. 3 - 2
ウェルシア新座野火止

凡例
荷さばき施設
廃棄物保管施設
駐輪場
敷地境界線

配置図（変更後）
縮尺=1 : 400



図面No. 5	予測地点位置図
ウェルシア新座野火止	縮尺=1 : 1,500



図面No. 6	騒音発生源位置図
ウェルシア新座野火止	縮尺=1:400

設備機器一覧表

設備 No.	用途	場所	高さ (m)	基準距離における 騒音レベル (dB)	稼働時間
R1	冷凍冷蔵用室外機	RF西	5.6	53.0	24時間
R2	冷凍冷蔵用室外機	RF西	5.6	52.0	24時間
S1	空調用室外機	RF西	5.6	61.0	24時間
S2	空調用室外機	RF西	5.6	61.0	24時間
S3	空調用室外機	RF西	5.6	54.0	24時間
S4	空調用室外機	RF西	5.6	61.0	24時間
S5	空調用室外機	RF西	5.6	61.0	24時間
S6	空調用室外機	RF西	5.6	61.0	24時間
S7	空調用室外機	RF西	5.6	62.0	24時間
S8	空調用室外機	RF西	5.6	62.0	24時間
S9	空調用室外機	RF西	5.6	62.0	24時間
S10	空調用室外機	RF西	5.6	54.0	24時間
S11	空調用室外機	RF西	5.6	54.0	24時間
S12	空調用室外機	RF西	5.6	54.0	24時間
K1	排気口	1F南	3.5	43.5	24時間
K2	排気口	1F南	3.5	43.5	24時間
K3	排気口	1F南	3.5	43.5	24時間
K4	排気口	1F南	3.5	36.0	24時間
K5	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K6	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K7	排気口	1F西	3.5	35.5	24時間
K8	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K9	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K10	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K11	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K12	排気口	1F西	3.5	42.0	24時間
K13	排気口	1F北	3.5	42.0	24時間
K14	排気口	1F北	3.5	42.0	24時間
K15	排気口	1F北	3.5	35.5	24時間
K16	排気口	1F北	3.5	35.5	24時間
K17	排気口	1F北	3.5	35.5	24時間
K18	排気口	1F北	3.5	34.0	24時間
K19	排気口	1F北	3.5	37.5	24時間
K20	排気口	1F北	3.5	30.0	24時間
K21	排気口	1F東	3.5	42.0	24時間
Q	キュービクル	1F北	1.5	44.6	24時間

等価騒音レベル結果一覧

単位：dB

	等価騒音レベル				評価等	
時間帯	昼間		夜間			
	午前 6 時～午後 10 時		午後 10 時～午前 6 時			
予測 地点	環境基準値	予測結果	環境基準値	予測結果	評価	用途地域
A	55	48.4	45	42.2	○	第二種住居地域
B		40.6		38.2	○	
C		46.1		39.0	○	第一種住居地域
D		45.3		43.1	○	
E		55.0		42.3	○	第二種住居地域

騒音発生源位置図添付 予測結果表 1

夜間騒音レベル最大値の結果一覧

夜間騒音レベルの最大値の結果一覧										
対象騒音源		基準距離においての各騒音源の騒音レベル	夜間騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)							
			店舗敷地境界		保全区域			直近住居		
			規制値	予測結果	規制値	予測結果	予測地点	規制値	予測結果	予測地点
冷凍冷蔵用室外機	R1	53.0	45	27.9	45	-	-	-	-	-
	R2	52.0	45	25.7	45	-	-	-	-	-
空調用室外機	S1	61.0	45	35.2	45	-	-	-	-	-
	S2	61.0	45	35.2	45	-	-	-	-	-
	S3	54.0	45	28.2	45	-	-	-	-	-
	S4	61.0	45	35.2	45	-	-	-	-	-
	S5	61.0	45	35.2	45	-	-	-	-	-
	S6	61.0	45	35.2	45	-	-	-	-	-
	S7	62.0	45	36.2	45	-	-	-	-	-
	S8	62.0	45	36.2	45	-	-	-	-	-
	S12	54.0	45	28.2	45	-	-	-	-	-
排気口	K1	43.5	45	43.5	45	-	-	-	-	-
	K2	43.5	45	42.7	45	-	-	-	-	-
	K3	43.5	45	42.7	45	-	-	-	-	-
	K4	36.0	45	34.4	45	-	-	-	-	-
	K5	42.0	45	21.2	45	-	-	-	-	-
	K6	42.0	45	17.6	45	-	-	-	-	-
	K7	35.5	45	9.2	45	-	-	-	-	-
	K8	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K9	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K10	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K11	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K12	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K13	42.0	45	15.7	45	-	-	-	-	-
	K14	42.0	45	17.1	45	-	-	-	-	-
	K15	35.5	45	11.5	45	-	-	-	-	-
	K16	35.5	45	11.9	45	-	-	-	-	-
	K17	35.5	45	13.0	45	-	-	-	-	-
	K18	34.0	45	15.1	45	-	-	-	-	-
	K19	34.0	45	21.7	45	-	-	-	-	-
	K20	30.0	45	24.0	45	-	-	-	-	-
	K21	42.0	45	42.9	45	-	-	-	-	-
キュービクル	Q	44.6	45	40.5	45	-	-	-	-	-
来客車両	A9	75.8	45	47.8	45	42.4	a9	-	-	-
	A10	75.8	45	47.8	45	42.4	a10	-	-	-
	A11	75.8	45	47.8	45	42.4	a11	-	-	-
	A12	75.8	45	47.8	45	42.4	a12	-	-	-
	A13	75.8	45	47.8	45	42.4	a13	-	-	-
	A14	75.8	45	47.8	45	42.4	a14	-	-	-
	A15	75.8	45	47.8	45	42.4	a15	-	-	-
	A16	75.8	45	47.8	45	42.4	a16	-	-	-
	A17	75.8	45	47.8	45	44.0	a17	-	-	-
	A18	75.8	45	47.2	45	44.1	a18	-	-	-
	A19	75.8	45	47.3	45	44.2	a19	-	-	-
	A20	75.8	45	47.4	45	44.2	a20	-	-	-
	A21	75.8	45	47.5	45	44.3	a21	-	-	-
	A25	75.8	45	67.8	45	49.0	a25	45	43.9	a25
	A26	75.8	45	53.8	45	45.1	a26	45	41.6	a26

※各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。
※定常騒音の予測結果は、全ての騒音源が自敷地境界上で規制値を下回っています。

夜間騒音レベルの最大値の合成値の結果一覧

単位：dB

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果		
予測地点	規制値	予測結果
ア	45	29.7
イ	45	40.7

騒音発生源位置図添付 予測結果表 2

(変更) ウェルシア新座野火止店

新座市の意見内容	設置者の回答
<特記事項> 【意見】 1 開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更に伴い、通勤・通学時間帯の交通安全に万全を期するとともに、周辺道路のスクールゾーン規制時間帯においては、車両の通行が生じないように徹底してください。（交通政策課） 2 当該店舗の開店及び閉店時刻が変更になることから、児童・生徒の登下校時間帯と来客車両及び関係車両が通行する時間帯が重なることが想定されるため、当該店舗の開店及び閉店時刻変更後も児童・生徒が安全に通行できるよう、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。（教育支援課） 3 20台以上駐車ができる自動車駐車場（トラックターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。（環境課）	1 交通安全に万全を期します。 2 必要の応じて誘導員を配置します。周辺の交通安全に万全を期します。 3 新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めます。

4 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の３０日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の３０日前までに届け出てください。 （環境課） 5 サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。（環境課）	4 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、届出を行います。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、届出します。 5 不要な光（照明等）は設置しません。近隣住民から苦情等があった場合は、誠実に対応します。
--	---

図面 3-1 建物配置図及び1階・2階平面図（変更前）

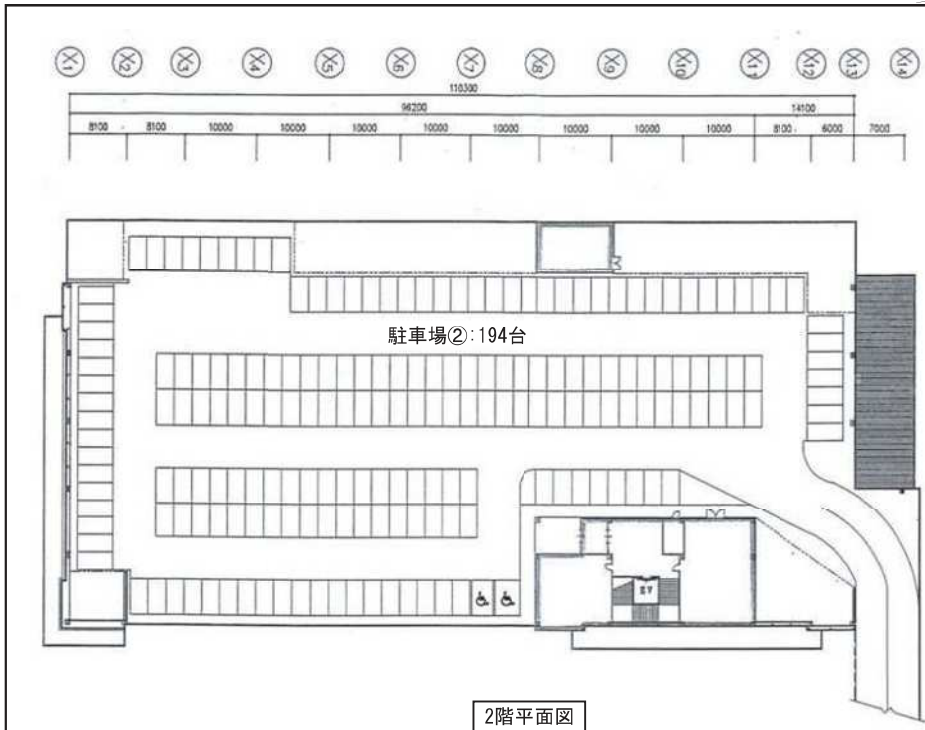
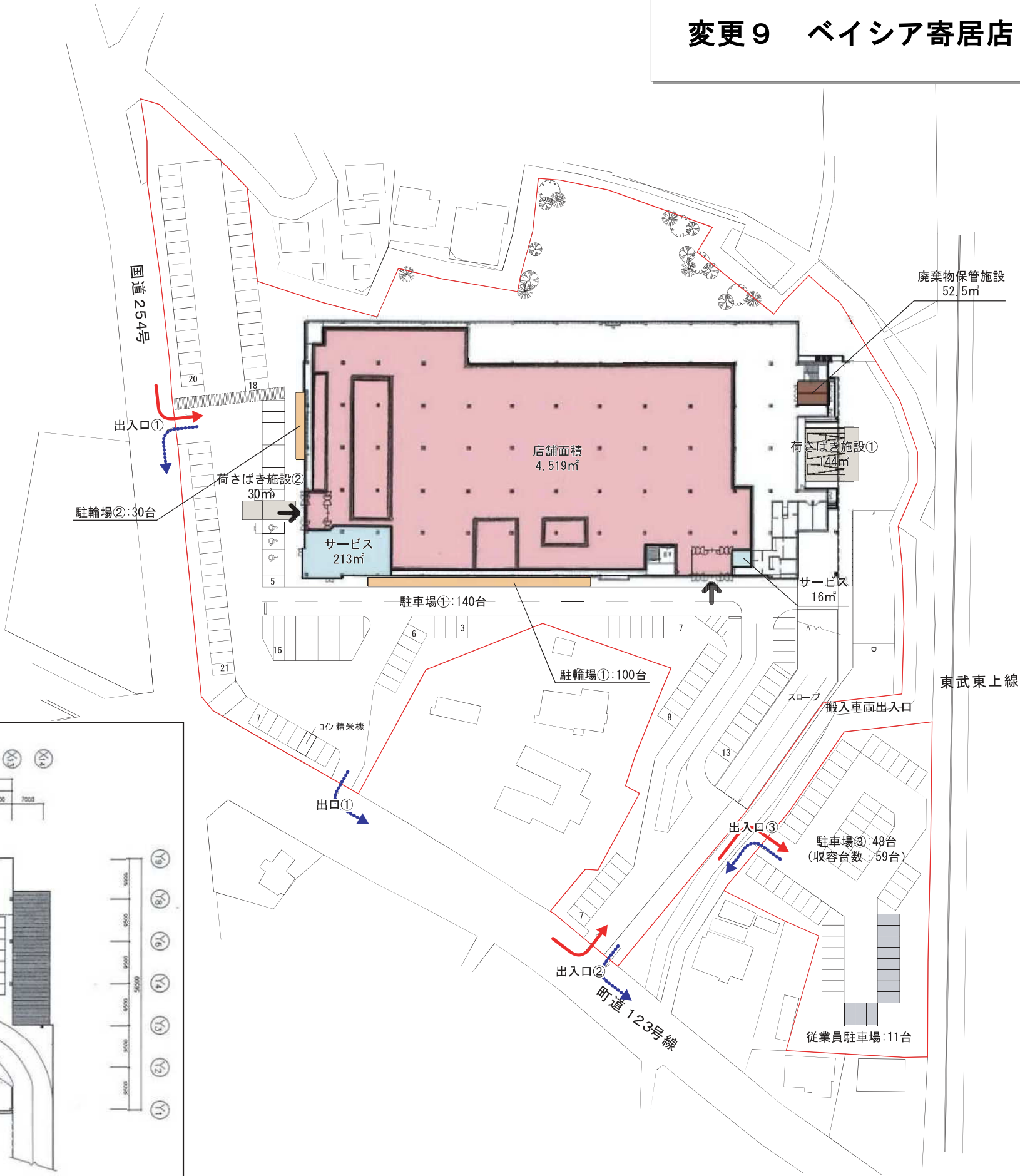
SCALE=1:1,000



変更9 ベイシア寄居店

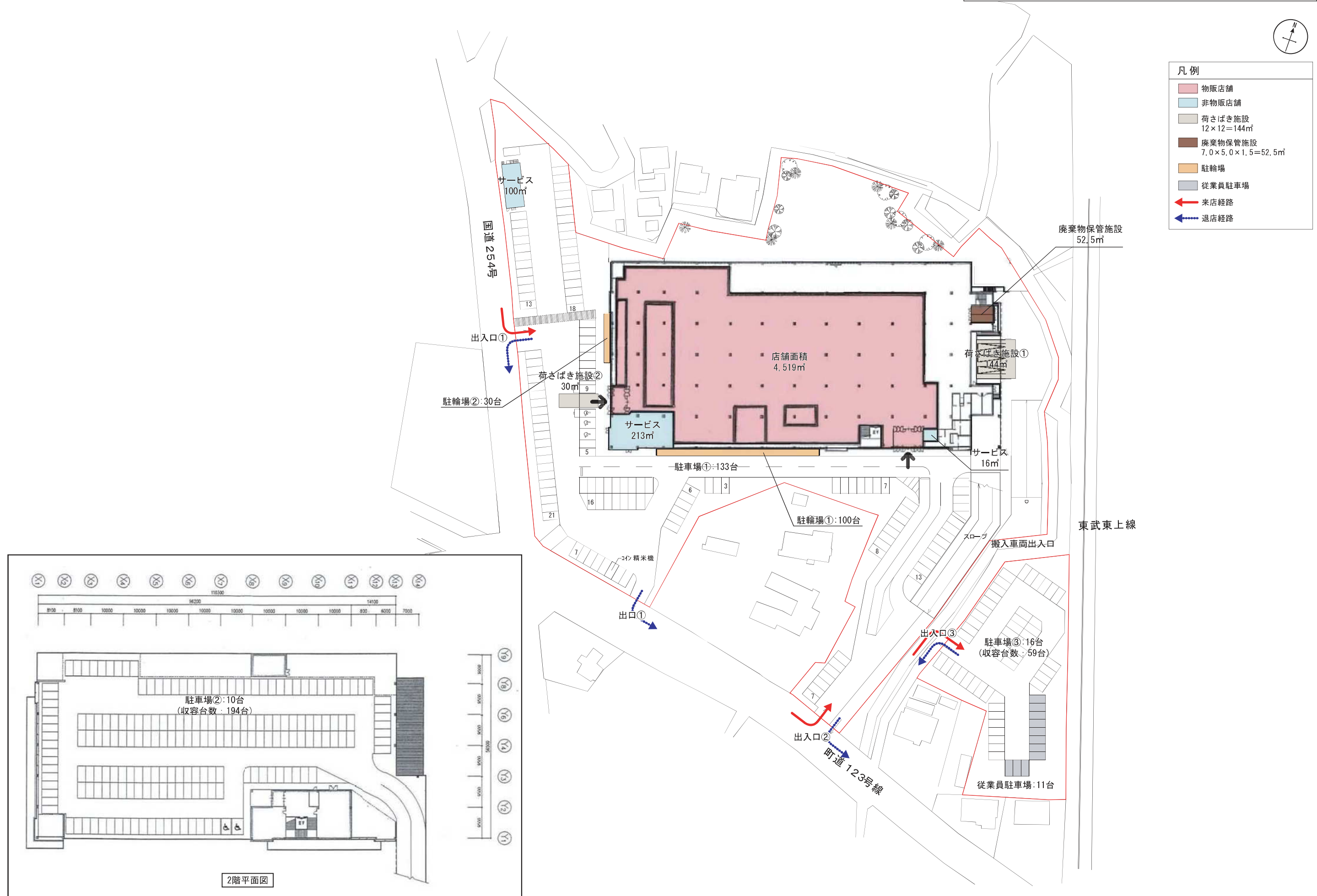
凡例

- 物販店舗
- 非物販店舗
- 荷さばき施設
12×12=144㎡
- 廃棄物保管施設
7.0×5.0×1.5=52.5㎡
- 駐輪場
- 従業員駐車場
- 来店経路
- 退店経路



2階平面図

図面 3-2 建物配置図及び1階・2階平面図（変更後）



図面 2 周辺見取図

SCALE=1:2,000

